



大谷 武子 さん



山田 たか さん



藤間 敏子 さん

## 石井市長がご長寿の方々に 表敬訪問しました

令和2年度に100歳を迎えられる20人の皆さんの中から、3人の方を市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に、市からの記念品をお届けして、長寿を祝福しました。

225)



## 新入学児童生徒学用品費を 入学前に支給します

令和3年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前または入学後に支給します。

- ▶対象
  - ・令和3年1月1日現在で市内に居住している方
  - ・児童扶養手当を受給している世帯または令和元年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯
- ▶申請期限
  - 【第1次締切日】12月28日(月)(必着)
  - ※令和3年2月支給
  - 【第2次締切日】令和3年3月31日(水)(必着)
  - ※令和3年5月支給
- ▶申請方法
  - 「行田市就学援助費支給申請書」に必要な書類を添えて教育総務課へ提出してください。
  - ※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要
- ▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556—8311

## 特別障害者手当・ 障害児福祉手当を支給します

### 特別障害者手当

- ▶支給額 月額27,350円
- ▶対象
  - 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な方
  - ※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

### 障害児福祉手当

- ▶支給額 月額14,880円
- ▶対象
  - 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方
  - ※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。
- ▶その他
  - 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当がもらえないことがあります。
  - いずれの手当にも所得制限があります。
- ▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線258・265)

## 秋の火災予防運動

11月9日(月)から15日(日)まで、全国一斉秋季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐ事を目的に実施します。

### 防災標語(2020年度全国統一防災標語) その火事を 防ぐあなたに 金メダル

#### 住宅防火いのちを守る7つのポイント

##### 3つの習慣・4つの対策

##### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

#### 住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない家庭は、必ず設置してください。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当 ☎550—2121

## はがきによる特殊詐欺に ご注意ください

市内の家庭に市役所をかたった年金の還付金に関する偽のはがきが届いています。市役所からは、そのようなはがきを送付していません。

特殊詐欺の犯人からの偽のはがきですので、決して連絡しないでください。お心当たりの方は、行田警察署にご連絡ください。

- ▶問い合わせ 防災安全課防犯対策担当(内線283) または同署 ☎553—0110

## 11月は児童虐待防止推進月間です

虐待によって子供たちが傷つく悲しい事件がたびたび起きています。子どもへの虐待は、子育ての中で「いつでも」「どんな家庭にも」起こりうる問題であり、虐待から子どもを守るには、早期発見、早期対応が大切です。

### 児童虐待とは

子どもの心や体を傷付け、健やかな成長、発達を損なう次のような行為です。

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかや家族に対する暴力(DV)、心理的に影響を与えるなど。

#### 養育怠慢(ネグレクト)

子どもを家に閉じ込める、食事を与えない、お風呂に入れない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど。

### みんなで防ぐ児童虐待

子育てをめぐる家庭環境などの変化により、親が孤立して子育てに自信をなくしたり、不安や悩みなどから虐待へと発展したりするケースが増えています。子育ての不安に苦しむ親に対して、専門機関や近隣の人たちが協力し合いながら援助の手を差し伸べることが大切です。

#### 一人で悩まず相談を

相談者の秘密は守られますので、次のような場合は迷わず相談してください。

- ・自分の子育てに悩みや不安がある
- ・虐待に気付いた、また虐待を疑われるような子どもを発見した

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。また、不自然な傷やあざが児童にあるなど。

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にするなど。

### 児童相談所全国共通ダイヤル 189(イチハヤク)

※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の短縮の電話番号

- ・熊谷児童相談所 ☎521—4152

#### 子育てにお悩みの方

- ・行田市子育て総合支援窓口(子ども未来課内) ☎556—2011
- ・家庭児童相談室(市役所内・内線268)
- ・保健センター ☎553—0053

#### 子育て経験者による家庭訪問型子育て支援サービスを利用したい方

- ・こそだて応援専用ダイヤル(きっずプラザあおい内) ☎070—2796—8856

- ▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)